

令和5年度 「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けた事業者・団体、地域・市町村向け支援事業一覧

R5. 5. 25ver.

分野	支援事業	支援分野	細々事業	概要	対象		事業開始時期	担当所属				URL
					事業者・団体	地域・市町村		部局	課	係	問合せ先	
再生可能エネルギー	太陽光発電設備の導入	財政支援	太陽光発電設備等設置費事業者補助金	事業所への太陽光発電設備及び蓄電池の設置に要する費用に対して支援 ・太陽光発電設備 最大1,000千円/20kW ・蓄電池 最大1,260千円/20kWh ・V2H(本体) 750千円/基・上限1基 ・V2H(工事費) 950千円/基・上限1基	●		4月6日	環境生活部	脱炭素社会推進課	企画係	(代表) 058-272-1111 (直通) 058-272-8405 (内線) 2942	https://www.pref.gifu.lg.jp/page/287442.html
再生可能エネルギー	太陽光発電設備の導入	財政支援	【新】PPA等自家消費型太陽光発電設備導入支援事業費補助金	PPAモデルやリースにより太陽光発電設備等を導入する事業者を支援(対象経費) 太陽光発電設備、定置用蓄電池(車載型蓄電池+V2H含む) ・国補助額の1/2以内 ・最大10,000千円	●		5月中	商工労働部	商工・エネルギー政策課	エネルギー係	(代表) 058-272-1111 (直通) 058-272-8835 (内線) 3623	
再生可能エネルギー	水素利用の拡大	普及啓発	【新】中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議負担金	FCVや水素ステーションの普及が全国トップクラスの愛知県等との広域連携を強化し、水素社会の理解促進や情報発信を実施	●	●	4月中	商工労働部	商工・エネルギー政策課	エネルギー係	(代表) 058-272-1111 (直通) 058-272-8835 (内線) 3623	
再生可能エネルギー	省エネ・再エネの利用促進	相談助言	【新】省エネ相談地域プラットフォーム機能強化事業費補助金	省エネ・再エネに関する相談窓口を一元化するとともに、事業者向け省エネ支援事業を年間通じて実施	●		4月中	商工労働部	商工・エネルギー政策課	エネルギー係	(代表) 058-272-1111 (直通) 058-272-8835 (内線) 3625	
再生可能エネルギー	省エネ・再エネに関する人材育成	財政支援	成長産業分野人材育成事業費(エネルギー)	再生可能エネルギーに関する専門人材やエネルギー管理に関してEMSを活用できる人材を育成する研修を実施	●		9月中	商工労働部	商工・エネルギー政策課	エネルギー係	(代表) 058-272-1111 (直通) 058-272-8835 (内線) 3625	
再生可能エネルギー	地域資源を活用したエネルギーの地産地消	財政支援	自立・分散型エネルギーシステム普及促進事業費	地域資源を活かした再生可能エネルギーを地域で使う仕組みの構築に向け、市町村が実施するワークショップの運営や活用可能性調査等を支援		●	4月中	商工労働部	商工・エネルギー政策課	エネルギー係	(代表) 058-272-1111 (直通) 058-272-8835 (内線) 3623	
再生可能エネルギー	小水力発電	財政支援	小水力発電活用支援事業	農業水利施設による小水力発電を活用した農業振興等を旨とする市町村、土地改良区、農業協同組合に対し、施設整備に要する経費に対して支援補助率:1/2、定額ほか	●	●	通年	農政部	農地整備課	水利・小水力係	(代表) 058-272-1111 (直通) 4239 (内線)	
再生可能エネルギー	小水力発電	財政支援	小水力発電施設環境教育推進事業	応募団体が農業水利施設等に設置された小水力発電施設を活用して実施する環境教育に要する経費に対して支援補助率:定額(1事業当たり50万円を上限)	●	●	10月	農政部	農地整備課	水利・小水力係	(代表) 058-272-1111 (直通) 4239 (内線)	
再生可能エネルギー	小水力発電	事業推進	小水力発電施設整備事業	農業水利施設における小水力発電の実施設設計及び施設整備を実施		●	4月	農政部	農地整備課	水利・小水力係	(代表) 058-272-1111 (直通) 4239 (内線)	
再生可能エネルギー	木質バイオマスの利用	財政支援	【新】未利用材集荷システム効率化支援事業費補助金	林業事業者及び集荷事業者を対象に、林地残材の搬出を支援補助率:定額1,500円/m ³	●		5月	林政部	県産材流通課	資源活用係	(代表) 058-272-1111 (直通) 058-272-8483 (内線) 4363	
再生可能エネルギー	木質バイオマスの利用	財政支援	県民協働による未利用材の搬出促進事業費補助金	市町村、地域住民及び森林所有者等が取り組む未利用材の搬出及び搬出機械、伐採保護衣の導入、各団体主催の研修会に要する費用の一部を支援補助率:市町村助成額の1/2	●	●	4月	林政部	県産材流通課	資源活用係	(代表) 058-272-1111 (直通) 058-272-8483 (内線) 4363	
再生可能エネルギー	木質バイオマスの利用	財政支援	木質バイオマス利用施設導入促進事業費補助金	公共施設や多くの県民が利用する商業施設等への木質資源利用ボイラー、木質ペレットストーブ、薪ストーブ等の導入に要する経費の一部を支援補助率:1/2 ストーブ 最大 500千円/施設 ボイラー 最大25,000千円/施設	●	●	5月	林政部	県産材流通課	資源活用係	(代表) 058-272-1111 (直通) 058-272-8483 (内線) 4363	
再生可能エネルギー	木質バイオマスの利用	財政支援	木質バイオマス加工流通施設等整備事業費補助金	木材関連業者等の組織する団体、森林組合、民間事業者等が整備する木質バイオマス利用促進施設の導入に要する経費の一部を助成補助率:1/2及び15%	●		4月	林政部	県産材流通課	資源活用係	(代表) 058-272-1111 (直通) 058-272-8483 (内線) 4363	